

2025年10月15日版
株式会社USEN Smart Works

第1条 (サービスについて)

USEN GATE 02 Cloud Gate アクセス制限 サービスは株式会社インターナショナルシステムリサーチ(以下「特定協定事業者」といいます。)のサービスを利用して、当社が再販売事業者として提供するサービス(以下「本サービス」といいます。)です。

2 本サービスは、当社とUSEN GATE02 Google Workspace、USEN GATE 02 Microsoft Online Services NCEの利用契約を締結中のお客様、または本サービスに合わせてその利用契約を締結し、利用を開始するお客様(総じて、以下「契約者」といいます。)に対し、提供するサービスです。

第2条 (約款の変更)

当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、変更後の約款は当社が適当と認める方法により通知するものとします。

第3条 (適用関係)

本サービスに関して、「御見積書」・「御申込書」と「本約款」の規定が抵触するときは、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」の順に優先して適用するものとします。

第4条 (利用契約申込みの条件)

本サービスの利用契約の申込みは、USEN GATE02 Google Workspace、USEN GATE 02 Microsoft Online Services NCE の契約者に限り受け付けるものとします。

2 利用申込者は、本サービスを利用する場合、本約款のほか特定協定事業者とのASP使用許諾契約書等に定める内容について同意して申込みものとします。

3 USEN GATE 02 Google Workspaceサービスにかかる事項は、USEN GATE 02 Google Workspace サービス契約約款に従うものとします。

4 USEN GATE 02 Microsoft Online Services NCE サービスにかかる事項は、USEN GATE 02 Microsoft Online Services NCE サービス契約約款に従うものとします。

第5条 (利用契約申込みの方法)

本サービスの利用契約の申込みをするときは、当社所定の御申込書を、契約事務を行うUSEN GATE 02 取扱所に提出していただきます。

第6条 (利用契約申込みの承諾)

当社は、利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。

2 当社が、利用契約の申込みを承諾する日は、当社所定の御申込書を当社が受け付けた日とします。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 当社の与信基準を満たせないと当社が判断したとき
- (2) 御申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき
- (3) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき

- (4) 利用申込者が、本サービスの料金その他債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき
 - (5) 対象端末の主たる利用者が利用者本人ではないとき
 - (6) 利用申込者が、当社のサービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除、または本サービスの利用を停止された利用契約者と関係があり不正使用等を行うおそれがあると当社が判断したとき
 - (7) 利用申込者が暴力団等反社会的勢力に所属、または関係していると判明したとき
 - (8) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき
- 4 当社は、前項の規定により、本サービスの利用契約の申込みを承諾しないときは、あらかじめ利用申込者に承諾しない旨を当社所定の方法で通知します。
- 5 当社は本サービス申込み成立後であっても、利用者が第3項各号の一に該当する事が判明した場合には、本サービス契約を解除することができます。

第7条 (料金の支払い義務)

本サービスの料金は、本サービスの提供開始日の翌月1日から本サービスの提供終了日の属する月分まで発生するものとし、当社の指定する期日までに当社が請求した金額（消費税等相当額を含む）を支払っていただきます。契約者は、振込手数料を負担するものとします。なお、本サービスの提供開始日は当社から書面にて利用申込者へ通知します。

2 本サービスには、以下のとおりその支払期間に応じたコースがあります。

3 年払いコースの場合、初回および追加申込時には、初期費用および利用開始日が属する月の翌月1日から1年分の利用料を一括で支払うものとします。

4 月払いコースの場合、初回および追加申込み時には、初期費用を支払うものとし、利用開始日が属する月の翌月から月額利用料を支払うものとします。

5 契約者は、料金その他の債務の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税等相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額を割増金として支払うものとします。

6 契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

7 本約款により料金その他の債務の支払いを要するものとされている額は、特段の定めのない限り、本約款に定める（別記を含みます。）金額に消費税等相当額を加算した額とします。

第8条 (申込みの取消し)

利用申込者は、申込みから提供開始までの期間に限り、初期費用相当額の一時金を支払うことにより、利用契約の申込みを取消することができます。

第9条 (最低利用期間・契約期間)

本サービスの最低利用期間は提供開始日の翌月1日から起算して1年間とし、当該最低利用期間内に、当社との利用契約を解除された場合、又は契約者の責に帰すべき事由により当社が解除を行った場合は、契約者は、当社が定める期日までに、最低利用期間の残余の期間に対応する利用料金に相当する額を支払うものとします。ただし、「御見積書」・「御申込書」に特段の定めがある場合はその定めるところによります。

2 最低利用期間満了の2ヶ月前までに当社所定の書面による解除の申し出がない場合、利用契約は、同一の条件にて1年間自動的に更新するものとします。

第10条 （付加サービスの提供、およびユーザ追加）

当社は、契約者が付加サービスの提供、およびユーザ追加の提供を希望する場合は、次の場合を除いて、そのことを当社指定の方法により通知することで、料金表に定めるところにより付加サービスの提供、およびユーザ追加を提供します。

- (1) 当社の与信基準を満たせないと当社が判断したとき。
- (2) 付加サービスの提供、およびユーザ追加の提供を請求した契約者が、付加サービスの提供、およびユーザ追加の料金の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (3) 付加サービスの提供、およびユーザ追加の提供が技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。

2 前項の場合において、料金表に特段の定めがある場合はその定めるところによります。

第11条 （付加サービスの解除）

契約者は、付加サービスの解除を行おうとするときは、解除を希望される日の2ヶ月前までに、そのことをUSEN GATE 02取扱所に当社所定の書面により通知するものとします。

2 当社は、契約者がその利用契約を解除し、または解除されたときは、当該利用契約に係る付加サービスを解除します。

第12条 （契約者が行う利用契約の解除）

契約者は、自ら利用契約の解除を行う場合、解除月を指定し、その2ヶ月前までに当社所定の書面によりUSEN GATE 02取扱所に通知する（当社に書面が到達したことをもって通知がされたものとみなします。）ものとします。なお、指定の解除月に当社にて解除処理ができない場合、当社にて解除月を指定し利用契約を解除するものとします。

第13条 （当社が行う利用契約の解除等）

当社は、契約者に次の事項のいずれかに該当する事由が生じた場合には、事前の通知および催告することなく、利用契約の全部または一部を解除することができることとします。この場合、契約者は、直ちに期限の利益を喪失するとともに、当社に対し、その解除により生じた損害を賠償する責を負うものとします。

- (1) 利用契約に基づき発生した債務の全部または一部について不履行があり、相当の期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、その期間内に履行しないとき
- (2) 本約款第18条（禁止事項、提供停止）に定める行為を行ったとき
- (3) 監督官庁により営業取消、または停止等の処分を受けたとき
- (4) 第三者より仮差押、仮処分または強制執行を受け、契約の履行が困難と認められるとき
- (5) 破産、特別清算、民事再生手続開始、または会社更生手続開始等の申立があったとき
- (6) 資産もしくは信用状態が悪化したとき、またはそのおそれがあると当社が判断したとき

第14条 （本サービスの終了）

当社は、都合により本サービスを終了することができます。

2 前項に基づき本サービスを終了する場合、当社所定の方法で通知します。

3 第1項に基づき本サービスが終了し、契約者からの受領済の利用料がある場合は、当社は契約者に対して、本サービス未提供の期間に相当する利用料を返金するものとします。

4 当社は、本条に基づく本サービスの全部又は一部の終了によりお客様に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第15条 （仕様変更）

当社は、仕様変更（後継製品リリース、名称変更、および契約者データ仕様変更等を含みます。ただし、これに限定されません。）にともない、本サービスの後継サービスへの移行、名称変更、または契約者データ仕様の変更を含む仕様変更を行う場合があります。

2 当社は、前項に基づく本サービスの全部又は一部の変更によりお客様に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第16条 （データの保管、保持期限、所有権）

本サービスを使用する為に当社が登録したマスターデータは、その利用契約が終了するまで保管、保持します。

2 本サービスにて作成したデータの保管、保持期間は契約終了後1年間とし、その保管・保持期間が過ぎた後のデータは削除するものとします。

3 契約者が登録したデータについては、その所有権は契約者に帰属します。なお、当社は、その権利を保護する義務を負わないものとします。

第17条 （ライセンス）

当社は、本約款に定める諸条件のもとに、本サービスに含まれる、ソフトウェア、ドキュメント、組み込まれたイメージ等の非独占的、譲渡不能なライセンスを契約者に対し有償で使用することを許諾します。本約款により明確に許諾されたもの以外のすべての権利は、当社または特定協定事業者に留保されています。

2 本サービスに関わるソフトウェア、ドキュメント、組み込まれたイメージ等コンテンツに関する所有権、著作権をはじめとするその他一切の知的財産権は、当社または特定協定事業者、もしくはそのライセンサーが保有し日本国著作権法そのた関連する法律および国際条約によって保護されています。

第18条 （禁止事項、提供停止）

契約者は、本サービスの利用にあたって、次の各号に該当する事項（以下「禁止事項」という）を行ってはなりません。当社は、契約者が禁止事項を行ったことを発見した場合、契約者に事前に通告することなく、本サービスの提供を停止するものとします。

- (1) 日本の法律に反する違反行為
- (2) 第三者に損失または損害を与える行為
- (3) 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為
- (4) 本サービスの運営を妨げる行為、またはそのおそれのある行為
- (5) コンピュータウイルス等有害なプログラムを本サービスを通じて、もしくは本サービスに関連して使用する、または提供する、もしくは頒布する行為
- (6) 本サービスの利用で知り得た、当社および第三者の営業秘密を漏洩する行為
- (7) 事実と反する情報を提供、または頒布する行為
- (8) 当社または第三者の著作権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (9) 本約款に違反する行為
- (10) 当社が契約者の行為として不適切と判断する行為

2 前項で禁止する行為を行った場合、その行為に関わる責は契約者が負うものとし、当社は一切の責を負わないものとします。

3 契約者は、本サービスに関するドキュメントの複製、頒布、貸与、送信（自動公衆送信、送信可能化を含む）、リース、および担保設定等を行うことはできません。

4 契約者は、本サービスに関するドキュメントを修正、翻訳、翻案、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、および本サービスの派生製品を作成することはできません。また、本サービスは、1つのサービスとして許諾されており、その構成部分を

分離して使用することはできません。

5 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、当社が指定する支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 料金その他の債務の決済に使用する契約者が指定する預貯金口座の利用が認められないとき。
- (3) 契約申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
- (4) 電話、FAX、電子メール、郵便等による連絡がとれないとき。
- (5) 当社が不適切と判断する行為をなしたとき。
- (6) 契約者が USEN GATE02 Google Workspace、USEN GATE 02 Microsoft Online Services NCE を利用できない状態となったとき。
- (7) 天災、火災、騒乱等の不可抗力、電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合、またはその他本サービスを提供できない事由が発生したとき。
- (8) 前各号の他、本サービスの提供を停止する必要があると当社が判断したとき。

6 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、原則としてその理由、利用停止をする日を当社所定の方法により契約者に通知します。ただし、やむを得ない場合および前項第(4)号に該当する場合は、この限りではありません。

第19条 (損害賠償)

本約款に明示的に定める事項を除き、当社の責に帰すべからざる事由から契約者に生じた損害、当社の予見の有無にかかわらず、特別の事情から生じた損害、逸失利益および第三者からの損害賠償請求に基づく契約者の損害等について、当社は一切の責を負わないものとします。

2 本サービスの利用に関し、契約者の責による事由により当社または第三者に損害を及ぼした場合、契約者は、当社またはその第三者に対しその損害を賠償しなければなりません。

3 本サービスで使用しているソフトウェアの仕様、性能等に当社の責に帰すべからざる事由から不備があった場合、当社は一切の責を負わないものとします。

4 本サービスの利用に関し、契約者の責による事由により第三者に対して損害を与えたものとして、その第三者から何らかの請求がなされ、または訴訟が提起された場合、契約者は、自らの費用と責においてその請求または訴訟を解決するものとし、当社は一切の責を負わないものとします。

5 契約者が不適切な利用を行い、第三者に対して損害を与えた場合、当社は、契約者に係る情報をその第三者に開示することがあります。

第20条 (サポート)

当社は、本サービスに係るサポートを、別記3に定めるとおり行うものとします。

2 当社は、本サービスに係る障害の対応を別記4に定めるとおり行うものとします。

3 当社および特定協定事業者は、契約者から依頼を受けたサポートについて、サポート内容、およびそのサポートに起因して発生した一切の障害について責を負わないものとします。

第21条 (個人情報の取扱い)

当社は、当社が定める「個人情報の取扱いについて」に基づき個人情報の取扱いを行います。

第22条 （個人情報の共同利用）

前条に定めるほか、当社は、本サービスの提供に必要な場合、個人情報を特定協定事業者（特定協定事業者の業務委託先を含みます。）と共同利用することがあります。

第23条 （個人情報の委託）

当社は、本サービスに関する業務を第三者に委託することがあります。なお、契約者は、当社が本サービスに関する業務を第三者に対して委託することを予め異議なく承諾するものとします。

第24条 （反社会的勢力に対する表明保証）

利用申込者は、利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。

2 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 反社会的勢力に属していること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
- (3) 反社会的勢力を利用していること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと

3 前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第25条 （再委託）

当社は、本サービスの履行上必要となる管理業務（請求、回収等の業務を含むが、これに限らない）の全部又は一部を株式会社 USEN ICT Solutions（本店所在地：東京都品川区上大崎三丁目1番1号）、又はその他当社が指定する第三者に再委託することができるものとします。

第26条 （準拠法）

本約款の準拠法は、日本国の法令とします。

第27条 （合意管轄）

当社は、契約者と当社の間でこの約款に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（以下余白）

別記

1. 対応するサービスと構成

表 1-1 特定協定事業者のサービス名称と当社の提供する本サービスの名称

対応する特定協定事業者サービス	当社の提供するサービス
CloudGate UNO Standard	CloudGate UNO Standard (新規販売終了)
CloudGate UNO Enterprise	CloudGate UNO Enterprise (新規販売終了)
CloudGate UNO Standard Plus	CloudGate UNO Standard Plus
CloudGate UNO Enterprise Plus	CloudGate UNO Enterprise Plus
CloudGate UNO Smart Pack	CloudGate UNO Smart Pack
クライアント証明書 (PKI) オプション	クライアント証明書 (PKI) オプション (新規販売終了)
CloudGate UNO secured by Cybertrust	CloudGate UNO secured by Cybertrust
SP3 オプション	SP3 オプション (新規販売終了)
SP Free オプション	SP Free オプション (新規販売終了)

表 1-2 本サービスの構成

本サービス	個別サービス	付加サービス
Cloud Gate アクセス制限サービス	Cloud Gate UNO Standard Edition	SP3 オプション
	Cloud Gate UNO Enterprise Edition	free オプション
	CloudGate UNO Standard Plus	クライアント証明書 (PKI) secured by Cybertrust
	CloudGate UNO Enterprise Plus	クライアント証明書 (PKI) secured by Cybertrust
	Cloud Gate UNO Smart Pack	クライアント証明書 (PKI) secured by Cybertrust
	クライアント証明書 (PKI) オプション	-
	CloudGate UNO secured by Cybertrust	-

2. 料金

当社が提供する本サービスの料金は、基本利用料、付加サービス利用料および一時金とし、「御見積書」・「御申込書」に定めるところによります。

3. サポート対応

(1) 当社が実施する本サービスにおけるサポートは、電子メールおよび電話での問合せに限り、次の各号のとおり提供します。

- ①受付：メール
- ②受付時間：24 時間年中無休
- ③回答時間：当社が別途定める日を除く平日 10 時 00 分から 18 時 00 分まで
- ④回答期限：内容により、回答までに適切な時間を取るものとします。

(2) 受付けた問合せに対し、特定協定事業者から直接その契約者へ回答する場合があります。

(3) 当社が実施する本サービスにおけるサポートでは、次の各号に定めるサポート内容の問合せに限り回答します。

- ①機能と特徴についての説明
- ②ドキュメントについての説明

③本サービス使用時における技術的サポートとガイダンス

④本サービスのエラー解析と修正

- (4) 当社が実施する本サービスにおけるサポートは、契約者が、当社に対し、当社が問題を再現し、特定できるのに十分な情報を提供することをその回答の条件とします。
- (5) 問題の再現または特定ができない場合、当社は、契約者に対し、当該サポートの問合せは、回答不能である旨を通知します。
- (6) 本項におけるサポートは、ライセンス状況、問合せ対応の利用の可・不可、およびプラットフォームスペックに関する問合せに、回答しません。

4. 障害対応

- (1) 当社は、電話または電子メールによってのみ受付ける緊急性のある本サービスの正常化を目的とした障害対応作業を次の各号のとおり提供します。
 - ① 受付：メール・電話
 - ② 受付時間：許諾事業者の営業日 9 時 30 分から 18 時 30 分まで
 - ③ 復旧対応：障害復旧までのベストエフォートによる対応
- (2) 受付時間外についての障害対応は、ベストエフォートでの対応となり、当社は、受付、またはその対応を保証しません。

以上

(以下余白)